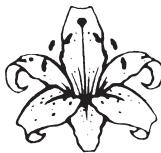


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和8年1月21日（水曜日）

号外第1号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次 ページ
○告示 1
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定 (健康医療・薬務課)

告示

神奈川県告示第9号

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和8年1月22日から施行する。

令和8年1月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 3- {2- [(シクロプロピル) (メチル) アミノ] エチル} -1H-インドール-4-オール
及びその塩類 (通称名 4 HO-McPT、4 OH-McPT、4-hydroxy McPT)

(2) 化学名 2- [(4-イソプロポキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類 (通称名 N-Pyrrolidin-
o-isotonitazene, Isotonitazepyne)

(3) 化学名 2- {2- [(2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベ
ンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類 (通称名 E
thyleneoxynitazene, Tetrahydrofuranitazene)

2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

発行

横浜市中区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜（〇四五）二一〇一一一一一